

基本方針と整備計画の記載項目(案)

河川整備基本方針(将来目指すべき川の姿)

□ は「河川法施行令第10条の2」の記載事項である。それ以外の事項は「河川整備基本方針及び河川整備計画の作成の準則」等を考慮し記載したものである。

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

流域及び河川の概要

流域、河川、地形、洪水被害、環境、河川利用等

河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

基本方針、治水(災害発生の防止、又は軽減)、利水(河川水の利用)、環境(生態系保全・再生、水質改善、水源対策、景観、河川利用)、維持管理等

2. 河川の整備の基本となるべき事項

イ 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

ロ 主要な地点における計画高水流量に関する事項

ハ 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

ニ 主要な地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する事項

河川整備計画(今後20～30年の具体的な整備の内容)

□ は「河川法施行令第10条の3」の記載事項である。それ以外の事項は「河川整備基本方針及び河川整備計画の作成の準則」等を考慮し記載したものである。

1. 河川整備計画の目標に関する事項

流域及び河川の概要

流域面積、河川延長、土地利用、地形、気候、洪水被害、歴史・文化、治水・環境事業、動植物、河川利用等

河川整備の現状と課題

- 1) 治水の現状と課題
- 2) 河川の利用及び河川環境の現状と課題

河川整備の目標

- 1) 河川整備計画の対象区間
- 2) 河川整備計画の対象期間
- 3) 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標
- 4) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標
- 5) 河川環境の整備と保全に関する目標

2. 河川の整備と実施に関する事項

イ 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川施設の機能の概要

- 1) 工事種類、施行場所(計画的に整備を行う区間、箇所)
- 2) 河川管理施設、機能

ロ 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

- 1) 河道の維持
- 2) 河川管理施設の維持管理
- 3) 許可工作物の維持管理に関する指導・監督
- 4) 河川占用及び許可工作物の設置等への許可・対応
- 5) 水量・水質の保全

その他の河川整備を総合的に行うために必要な事項

- 1) 河川情報の提供に関する事項
- 2) 地域や関係機関との連携等に関する事項